

国立大学法人徳島大学職務発明規則第17条に規定する
誓約書の取扱いについて

平成23年6月1日
学 長 裁 定

国立大学法人徳島大学職務発明規則（以下「発明規則」という。）第17条に規定する誓約書については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1．誓約書の様式は、教職員等が徳島大学（以下「本学」という。）において研究等を開始しようとするときは別紙1，教職員等が本学の教職員等でなくなるときは別紙2とする。
- 2．本運用の制定日において既に開始されている研究等についても、前号の「研究等を開始しようとするとき」に準じて取り扱うものとする。
- 3．第1号の「大学の教職員等でなくなるとき」とは、教職員の場合は退職又は解雇により離職する場合をいい、学生等においては卒業、退学、転学又は除籍により、本学の学生としての身分を失う場合をいう。
- 4．学生等に誓約書を提出させる際は、指導教員及び学生等は以下の内容について相互に確認するものとする。
 - (1) 指導教員は、誓約書を提出する必要性を学生等に説明の上、学生等の理解を得た上で提出させること。
 - (2) 学生等においては、指導教員の確認印を受けてから提出すること。
 - (3) 指導教員は、誓約書の提出により、学生等の教育を受ける権利、学問の自由、卒業及び職業選択の自由を阻害しないよう配慮すること。
- 5．誓約書は、研究支援・産官学連携センターにおいて管理するものとする。